

ゾキサミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成30年11月21日～平成30年12月20日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 3通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>【意見1－1】</p> <p>色々な角度から影響を評価されていますが、評価書はゾキサミド単体の影響を見ているだけです。</p> <p>人が採りうる全ての物質(残留農薬、添加物、遺伝子組換え食品など)の複合影響を確認すべきと考えます。</p> <p>同時に複合的かつ長期的影響も確認すべきではないでしょうか？</p> <p>そのような省庁横断的な評価は貴省がやるべきと認識しております。</p> <p>その確認・評価ができないなら、農薬残留食品は認められるべきでないと強く思います。</p> <p>アレルギー疾患、がん、痴呆症などの增加原因は、これら認可されている人工的「毒物」の複合的・長期的影響もあるのではないか？</p> <p>「ない」と断言されるなら、その根拠を示して頂きたく存じます。</p>	<p>【回答1】</p> <p>複合影響については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、基礎的な検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>また、複数の農薬が同時に摂取された場合の人への健康影響について、FAO/WHOでは、</p> <ul style="list-style-type: none">① 100倍の安全係数には、複数の化合物の暴露を受けた場合に起こりうる相乗作用も考慮されている② 相互作用については、農薬だけでなく人が暴露する可能性のある全ての化合物についての問題であり、その組み合わせは膨大となることから、非常に低いレベルでしか存在しない残留農薬の相互作用のみを特別の懸念として取り上げる必要はない <p>とされています。</p> <p>ゾキサミドに関しては、インポートトレランス設定が要請されています。厚生労働省は、申請者に対し「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき試験成績を要求しており、本剤の評価においては、</p>
<p>【意見1－2】</p> <p>農薬は長期の使用による安全性が確認されていないことから、当該農薬のADI等の設定には反対する。</p>	

	<p>必要な試験成績は全て揃っています。この中では、動物のほぼ一生涯に当たる期間被験物質を投与して影響を把握する試験や、世代を超えて被験物質を投与した場合の影響を把握する試験も含まれています。</p> <p>食品安全委員会は、設定した一日摂取許容量(ADI)及び急性参考用量(ARfD)の評価結果に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えます。</p>
<p>【意見2】</p> <p>良く整理され、分かりやすい資料です。</p> <p>1. 特に異論はございませんんが多くの果実、根菜、野菜などに散布されている様子なので、末端市場においては、当該野菜類を摂取する前に、よく洗浄するよう、行政指導なさってください。</p>	<p>【回答2】</p> <p>御意見ありがとうございました。 いただいたご意見は、関係省庁で共有します。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。